

■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

*****: 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC: 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

: パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし: 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 Today OCW 朝日講座「知の冒険」
Copyright 2013, 小島 毅

The University of Tokyo / Today OCW The Asahi Lectures “Adventures of the Mind”
Copyright 2013, Tsuyoshi Kojima

島は誰のものか〜中国伝統思想における「海」

小 島 毅

(中国思想文化学、次世代人文学開発センター)

マクラ

私の研究対象・授業内容が、こんなに時事問題とつながったことは過去にはない。
理性的に、学術的に、しかし「いま」の問題を意識しながら話を進める。

「事前準備報告」でもらった質問多数

=> とてもすべてに答えられない（時間的にも、能力的にも）。

そこで勝手に「答えやすい質問」「答えたい質問」を選びました。

問：行基図と仏教的世界観との2種類の境界線？

答：行基図は律令国制を示している。（「では、対馬・隠岐はなぜ外側に？」となるが。）
仏教は普遍宗教だが、律令は囲われた地域を領土とみなす発想。律令の本家は中国（唐）。
その思想背景には『尚書』禹貢篇などに始まる地理認識と政治実勢がある。

問：蒙古襲来以前にも対外危機はあったのに、これが「国土認識を変えた」といわれるのはなぜか？

答：白村江の敗戦が国土認識を「作った」。明清交替（華夷変態）は「日本はひとつ」という意識を「作った」。対外危機意識は国内をまとめあげる効果がある。（いまも？）

問：「元寇」という語は怪しからんと言っているのに、「倭寇」を使っている理由？

答：「倭寇」は当時から存在する史料上の用語（同時代人の、被害者側からの認識）。
「元寇」は江戸時代の造語。根本的に違う。しかも、後期倭寇の構成員はいわゆる漢族が多数。海賊（史料上は「海寇」など）というのは、政府側のレッテルにすぎない。
歴史用語として使っているのであって、価値判断をこめて「寇」と称しているわけではない。むしろ、現代の言語感覚で海賊と呼んでしまうほうが問題。

問：中世の「普通の日本人」は日本人としての共同体意識を持っていたか？

答：持っているわけがない。「普通の日本人」どころか、公家たちですら持っていない。武士は当然持っていない。中世のみならず、戊辰戦争の時ですら、庶民にとってはそのいくさは統治者どうしの勝手なものにすぎなかった。同時期のアメリカ南北戦争や中国の太平天国戦争とは異質。

問：日本はかつて一次産品を輸出する資源保有国だった？

答：当然。たとえば、12世紀の平泉の金、16世紀の石見の銀。どちらも世界遺産になったのはそのため。（平泉にはここを政権所在地とする文化があった。）

問：海商はみずから進んで無国籍を選択したらしいが、なぜ？

答：「国籍」概念は歴史的なものにすぎない。「おくにはどちらですか？」という問いに、あなたがたは何と答えるか？ 江戸時代の人なら「讃岐です」等と答えるはず。

問：面的国境史観を主張すると、後発ナショナリズム国家の思うつぼでは？

答：拙著はしばしば「ネトウよ」から、このようにして叩かれます・・・（涙）。日本だって所詮は19世紀末における「後発ナショナリズム国家」だったのに・・・。「アテネ→オランダ→イギリス」の海洋帝国の系譜と、「マケドニア→ローマ→アメリカ合衆国」の陸上帝国の系譜は異質。また、清が香港（という小島）を割譲したとき、当事者たちはそれが屈辱だと感じていなかった。

問：日本のメインストリームは神道的なものですよね？

答：おっ、丸山眞男のバツソ・オスティナート論と似ていますね。私はそうした考え方を取りません。「神道」は（神祇信仰とは違うものとして）新しく作られたという立場です。「日本的」とか「和風」とかも、あとから歴史を遡って作られたものです・・・。本居宣長は『古事記伝』において、日本の主神は高御産巢日神だと明言しています。（天照大神ではないという意味です。）伊勢神宮を頂点とするかたちの神社編制は、中国の国家体制などをヒントにしてヤマト政権が創りあげたものだと考えられます。

問：儒教に葬式があるのを始めて知りました。儒教にも神道の神社のように拝礼の作法がありますか？

答：中国人や韓国人なら吃驚する質問！ いかにも現代日本で儒教の本質が知られていないかという証であって、この質問者の勉強不足とは一概に言えないでしょう。

(加地伸行氏が『儒教とは何か』を上梓してから、すでに20年以上経つのに・・・涙) かつては(日本の儒者も含めて)「孔子は親を死者として如何に送るか」を教えた人という認識でした。(こう書くと神道の宗教者たちに睨まれるでしょうが)「神道」の儀礼には儒教の影響が大です。そもそも「神道」も「社」も、ことばとしては儒教由来です。孔子は皇帝と同格の神なので、(神道式の立礼でなく)その前で跪拝するのが礼儀です。私も孔子廟では跪拝することが多いです。(先日も足利学校でそうしてきました。)

* * * * *

以下、やっとな題

和語「うみ」と漢語「海」

吉本隆明『言語にとって「美」とは何か』冒頭部分の印象的記述

海をはじめて見た者が「う」と発話したという仮構

「うみ」

いずれも『古事記』中巻の歌謡

宇美賀由気婆(37 倭建命)

阿布美能宇美邇(39 忍熊王) など

本文に「海」字は頻出

「あふみ」 『万葉集』にも見える

「みずうみ」 『出雲国風土記』

「しほうみ」 『土左日記』など

→ 現代日本語では「うみ」は通常「しほうみ」を指して用いる

『古事記』上巻の少名毘古那神は「自波穂、乘天之羅摩船」で出雲に来た

→ 日本海の向こうから高度な技術を携えて渡来してきた人達の象徴?

日本にとって、海はその向こうから文明・文化が伝播してくる通路

生活の場として重視され、内陸ヤマトの王権も難波(浪速)により海と近接

「海」

山・丘・川・田などと異なり象形文字ではない

形声文字 音符「每」を共有する字として「晦」「悔」「侮」など

河・江などと同じく、もともと固有名詞であったと想定される

やがて一般概念となるが、かなり理念的

「四海」＝面的な限定辞ではない

「東海」は（現代中国語では）東シナ海を指す

王が住む都は大地の中央に設けられるべきだと思念された

漢字が黄河流域の内陸部で発明され、儒教が同じ地域に誕生したためか、中国伝統文化における「海」は域外として語られてきた。

『山海経』は地理書の書名だが、ここでも海の実体像は描かれない。

蜃気楼という語の出典

『史記』天官書 「蜃氣象楼台」

『宋史』地理志に両浙路・福建路はともに「東南際海」と紹介される。

『宋史』外国伝の流求国条には「有海島、曰彭湖」と見える。

ちなみに、天竺条には天竺（インド）の僧侶の発言として、

「近聞、支那国内有大明王、至聖至明、威力自在」と見える。

南宋の『仏祖統記』や『宝慶四明志』には、寧波沖合の普陀山が観音信仰の聖地となった契機として、858年（または859年）の日本僧慧萼の逸話を記す。

海域の住民たちにとっては、海は古来、生活の場であったが、漢字運用能力を有する知識人（士大夫）たちは、海岸線をもって境界とする認識を持っていた。

大陸国家だった中華王朝にとって、海岸線（それ自体も含めて）より先は、「化外の地」に近く、いわばどうでもよい場所でした。「海やそこに浮かぶ島々も、くまなく皇帝陛下の統治下にあるべきだ」という認識はありませんでした。台湾の直接統治も、（国姓爺こと鄭成功の子孫を滅ぼすため）17世紀後半に必要ながあつて始めたにすぎません。

決して「有史以来の不可分の領土」ではありません。（アブナイ！！）

私たち東アジアの住人が、17世紀ヨーロッパの宗教・政治の都合で決められた仕組み（ウェストファリア体制）に遵う必要は、すでに歴史的には終わったのでは？？

<資料>

吉本隆明『定本 言語にとって美とはなにか I』角川書店、1990年、p.31。

「たとえば狩猟人が、ある日はじめて海岸に迷いでて、ひろびろと青い海をみたとする。人間の意識が現実的反射の段階にあったとしたら、海が視覚に反映したときある叫びを〈う〉なら〈う〉と発するはずだ。また、さ^ゝわ^りの段階にあるとすれば、海が視覚に映ったとき意識はあるさ^ゝわ^りをおほえ〈う〉なら〈う〉という有節音を発するだろう。このとき〈う〉という有節音は海を器官が視覚的に反映したことにたいする反映的な指示音声だが、この指示音声のなかに意識のさ^ゝわ^りがこめられることになる。また狩猟人が自己表出のできる意識を獲取しているとすれば〈海〉という有節音は自己表出として発せられて、眼前の海を直接的にではなく象徴的(記号的)に指示することとなる。このとき、〈海〉という有節音は言語としての条件を完全にそなえることになる。」